

総合的な支援をコーディネートする人材の役割等に関する検討会（第1回）

## 外国人に対する相談・支援の現状について



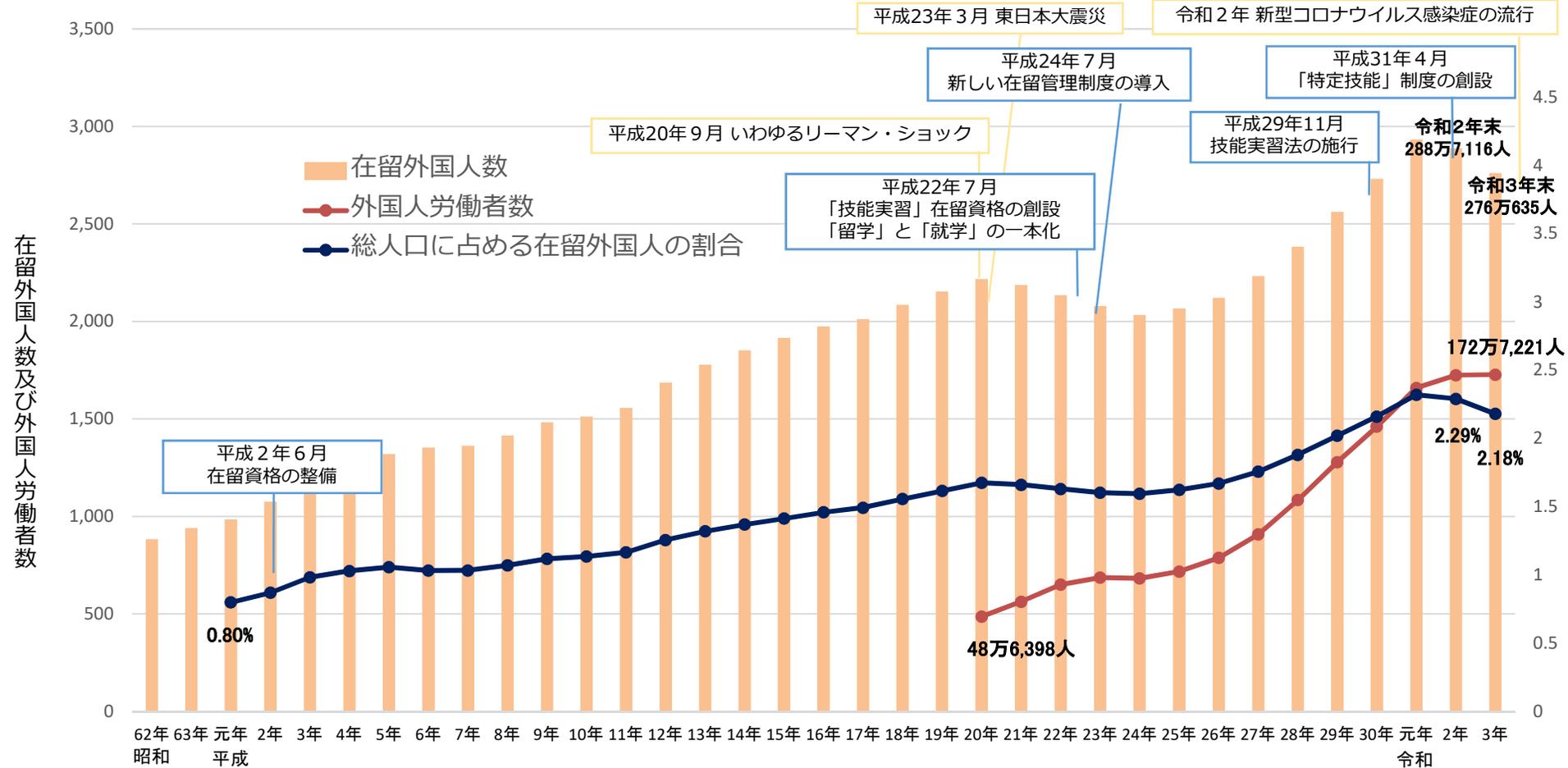
令和4年10月24日

出入国在留管理庁

# 在留外国人数及び我が国の総人口に占める割合と外国人労働者数の推移

(千人)

(%)



※ 在留外国人数は、平成23年までは外国人登録者数を、平成24年以降は在留外国人数をそれぞれ示している。

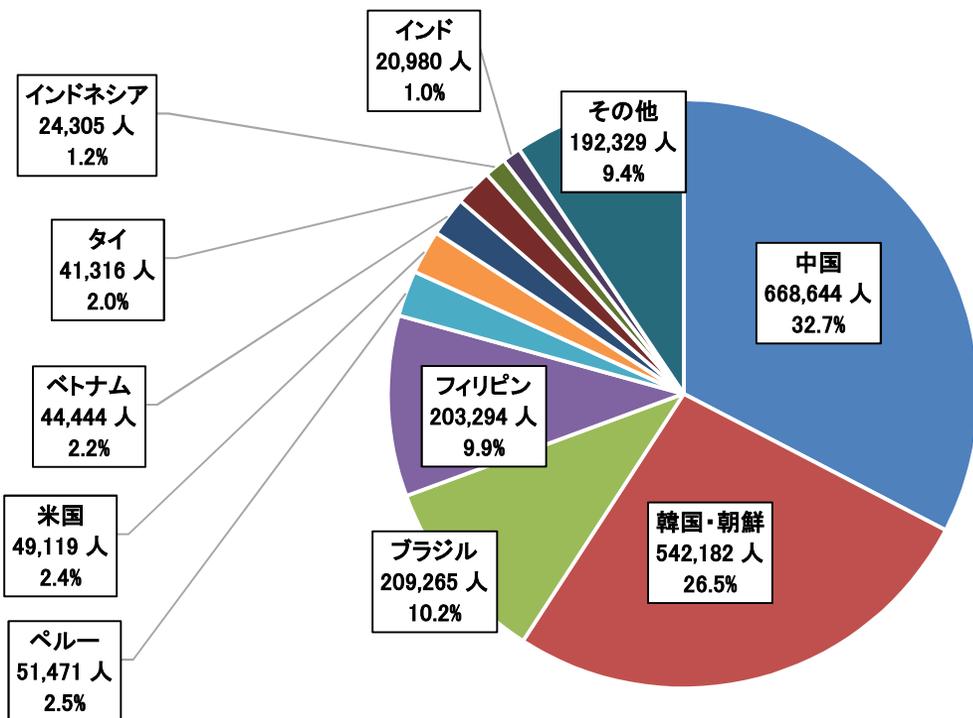
※ 外国人労働者数は、厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」（各年10月末現在の統計）による（外国人雇用状況の届出制度は、平成19年10月1日から開始されているため、平成20年以降の推移を示している。）。

※ 「総人口」は、各年10月1日現在人口推計（総務省統計局）によるものである。

# 在留外国人の構成比（国籍・地域別）の変化

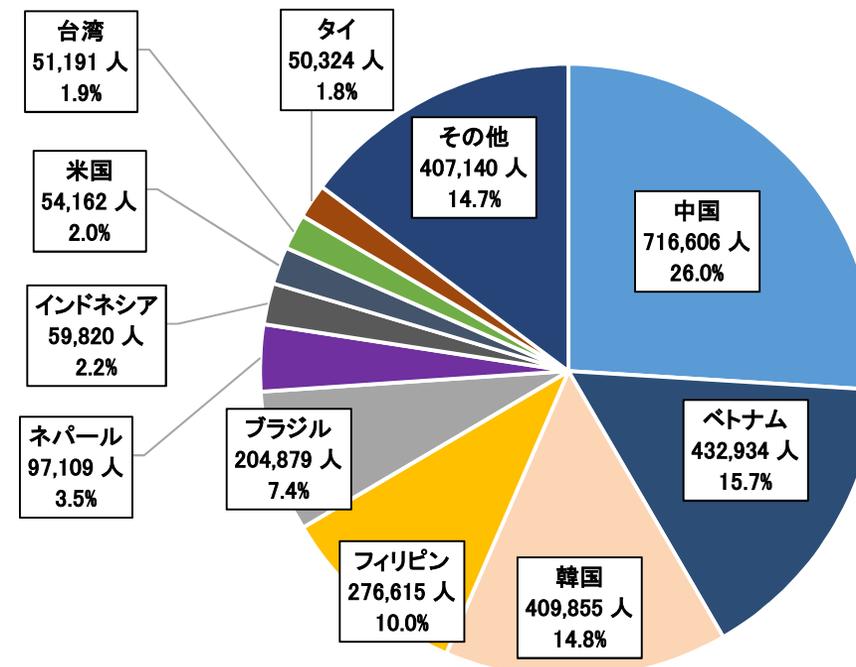
平成23（2011）年末

外国人登録者数：204万7,349人



令和3（2021）年末

在留外国人数：276万635人



※ 平成23年末の外国人登録者数（204万7,349人）は、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数である。

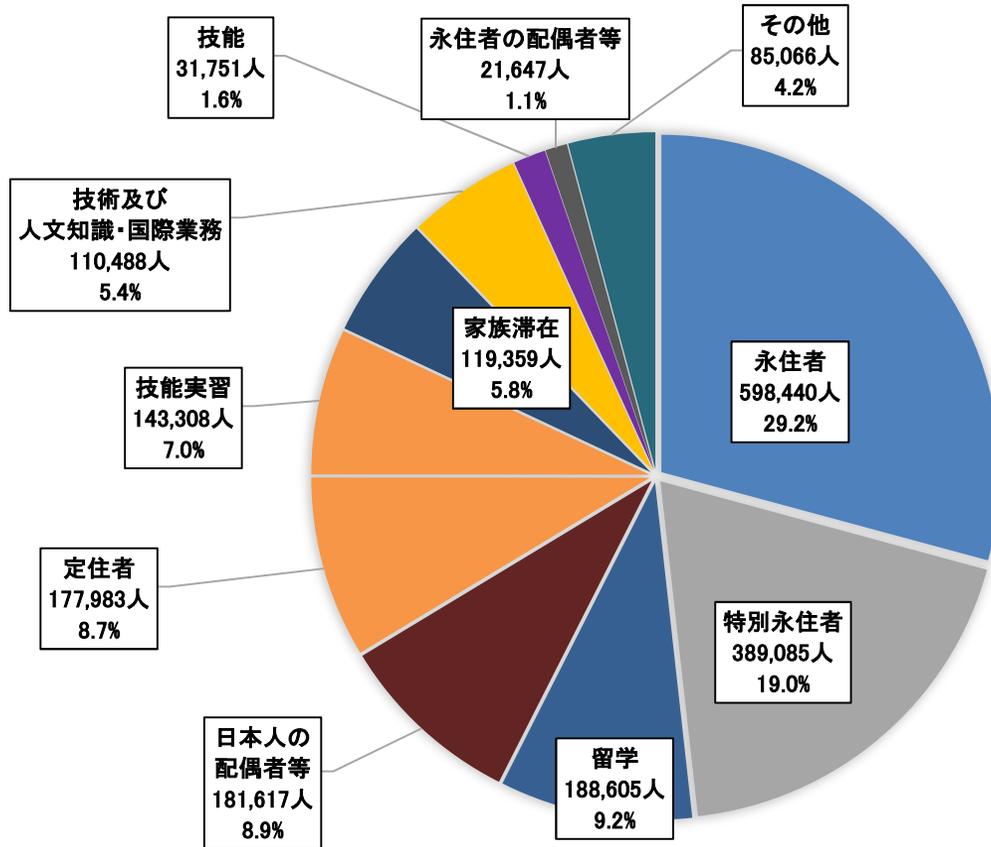
※ 「韓国・朝鮮」について、平成23年末の統計までは、外国人登録証明書の「国籍等」欄に「朝鮮」の表記がなされている者と「韓国」の表記がなされている韓国籍を有する者を合わせて「韓国・朝鮮」として計上していたが、平成24年末の統計からは、在留カード等の「国籍・地域」欄に「韓国」の表記がなされている者を「韓国」に、「朝鮮」の表記がなされている者を「朝鮮」に計上している。

※ 「台湾」について、台湾の権限ある機関が発行した旅券等を所持する者は、平成24年7月8日までは外国人登録証明書の「国籍等」欄に「中国」の表記がなされていたが、同年7月9日以降は、在留カード等の「国籍・地域」欄に「台湾」の表記がなされており、平成24年末の統計からは「台湾」の表記がなされた在留カード等の交付を受けた者を「台湾」に計上している。

# 在留外国人の構成比（在留資格別）の変化

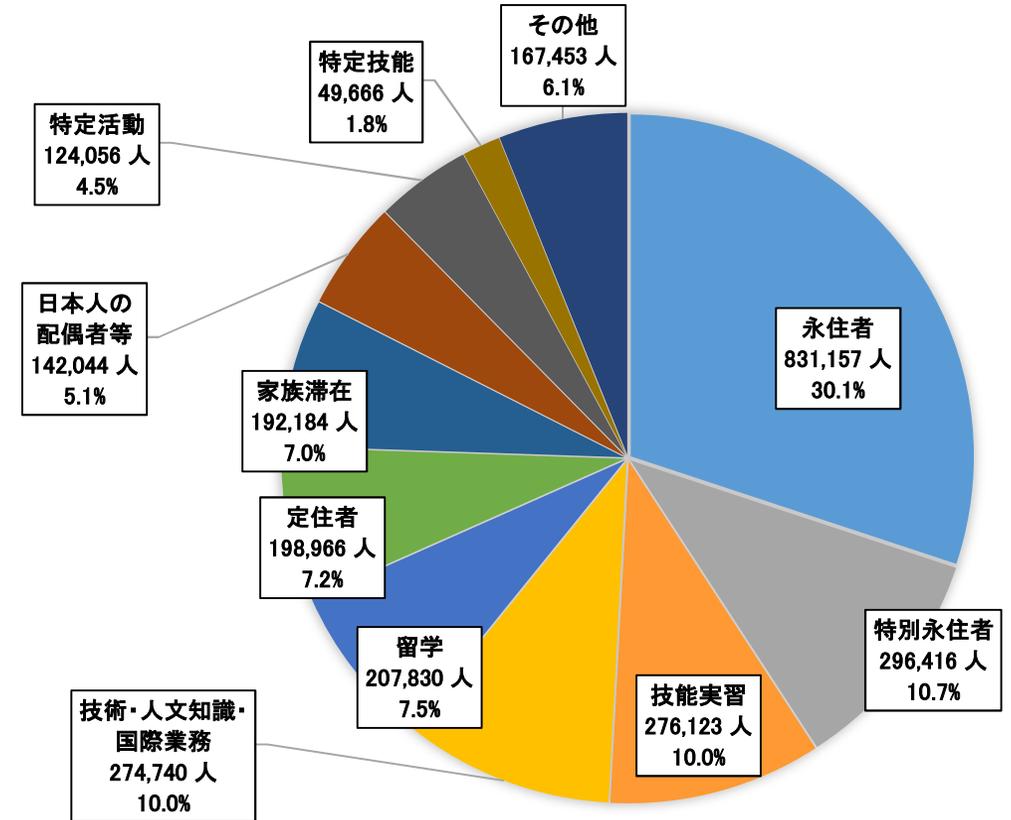
平成23（2011）年末

外国人登録者数：204万7,349人



令和3（2021）年末

在留外国人数：276万635人



※ 平成23年末の外国人登録者数（204万7,349人）は、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数である。  
 ※ 平成23年末の「技術及び人文知識・国際業務」の数は、「技術」及び「人文知識・国際業務」の数を合算したものである。

# 取組の現状①（ロードマップ・総合的対応策）

## 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ （令和4年6月14日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）

（総合的な支援をコーディネートする人材の育成・認証制度の検討等）

- **生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援**（例：解雇等された場合の就労・生活等のための支援、ニーズやレベルに応じた日本語の学習のための支援等）**につなげることのできる人材**（「外国人総合支援コーディネーター（仮称）」）**を育成するための必要な研修内容や研修修了者の配置を促進する措置を検討し、これらを順次実施する。**また、**専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等について検討し、結論を得る。**

### 外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成・活躍等《4》、《30》、《65》、《86》

5年後の目標	生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援につなげることのできる人材を育成し、適切な配置を促進することにより、外国人が速やかに適切な支援を受けられるようにする。						
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援につなげることのできる人材（「外国人総合支援コーディネーター（仮称）」）の育成に必要な研修を実施し、当該人材の専門性の確保や社会的認知の向上を図る。</li> <li>・高い専門性を有する支援人材の認証制度の在り方等について検討し、結論を出す。</li> </ul>						
ロードマップ	具体的施策	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	KPI指標
	外国人総合支援コーディネーター（仮称）の育成に必要な研修の実施及び認証の制度の在り方	有識者等と、コーディネーターの役割、資質等について検討、結論	有識者等の意見を踏まえ、コーディネーター研修の内容及び研修修了者の配置促進等について検討	検討結果を踏まえ、必要な研修等を順次実施			有識者等の意見を踏まえ、専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等について検討し、検討結果を踏まえ、可能なものから順次実施

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 （令和4年度改訂） （令和4年6月14日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）

- **生活上の困り事を抱える外国人を適切な支援**（例：解雇等された場合の就労・生活等のための支援、ニーズやレベルに応じた日本語の学習のための支援等）**につなげることのできる人材**（「外国人総合支援コーディネーター（仮称）」）**の役割、資質・能力等について、有識者等の意見を踏まえ、検討し、結論を得る。**

## 取組の現状②（外国人の相談体制等）

### <外国人向けの相談体制>

#### 外国人在留支援センター（F R E S C）

○ 4省庁8機関がワンフロアに入居し、入居機関が連携しながら、在留資格の更新・変更、法律トラブル等に関する相談対応を行うほか、地方公共団体が設置する一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体職員への研修、情報提供等の支援を行っている

- ・ 相談対応数：9万593件（令和3年度）

#### 一元的相談窓口への外国人受入環境整備交付金の交付

○ 在留外国人からの生活全般に係る情報提供や相談に多言語で対応する窓口（地方公共団体が設置・運営）に交付金を交付

- ・ 交付決定額（地方公共団体の申請に基づき、交付決定を行った額の合計）：10億4,591千円（令和3年度）
- ・ 交付決定を受けて一元的相談窓口を設置・運営している地方公共団体：全国で232団体（令和3年度末時点）
- ・ 一元的相談窓口における相談受付件数（相談内容ごとに計上した件数の合計）：52万1,699件（令和3年度）

### <生活に関連した情報の発信>

#### 外国人生活支援ポータルサイト

○ 外国人向けに「生活・就労ガイドブック」（16言語及びやさしい日本語版）、国の機関・地方公共団体等向けに「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」などを公開

#### 生活・就労ガイドブック

○ 安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報を集約し政府横断的に作成（「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日関係閣僚会議決定））



外国人生活支援  
ポータルサイト

### <在留資格ごとの相談体制等>

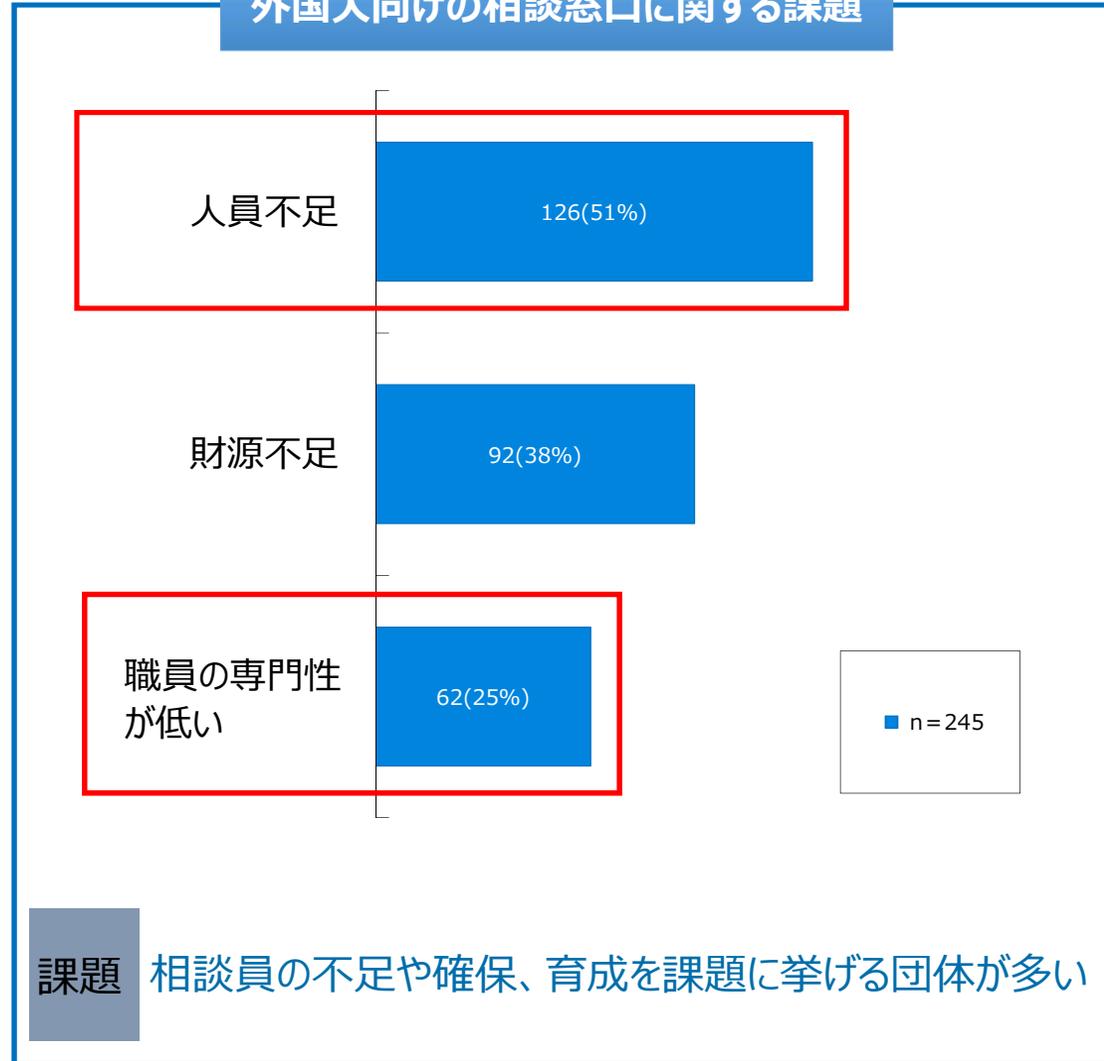
「**留学**」生活指導（入学時オリエンテーション、アルバイト説明会等）については、来日して間もないうちから行う必要があることから、生徒が母語あるいはその他十分に意思疎通ができる言語による対応ができる者を確保し、日本語教育機関に適切な生活指導担当者を定め、適切な生活指導等を行うことのできる体制を整えていること（日本語教育機関の告示基準第1条第1項第16号等）

「**特定技能**」特定技能所属機関が、1号特定技能外国人支援計画を作成し、外国人が支援担当者から生活オリエンテーションや在留中の相談・苦情等職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を受けられるようにしていること（出入国管理及び難民認定法第2条の5第6項等）

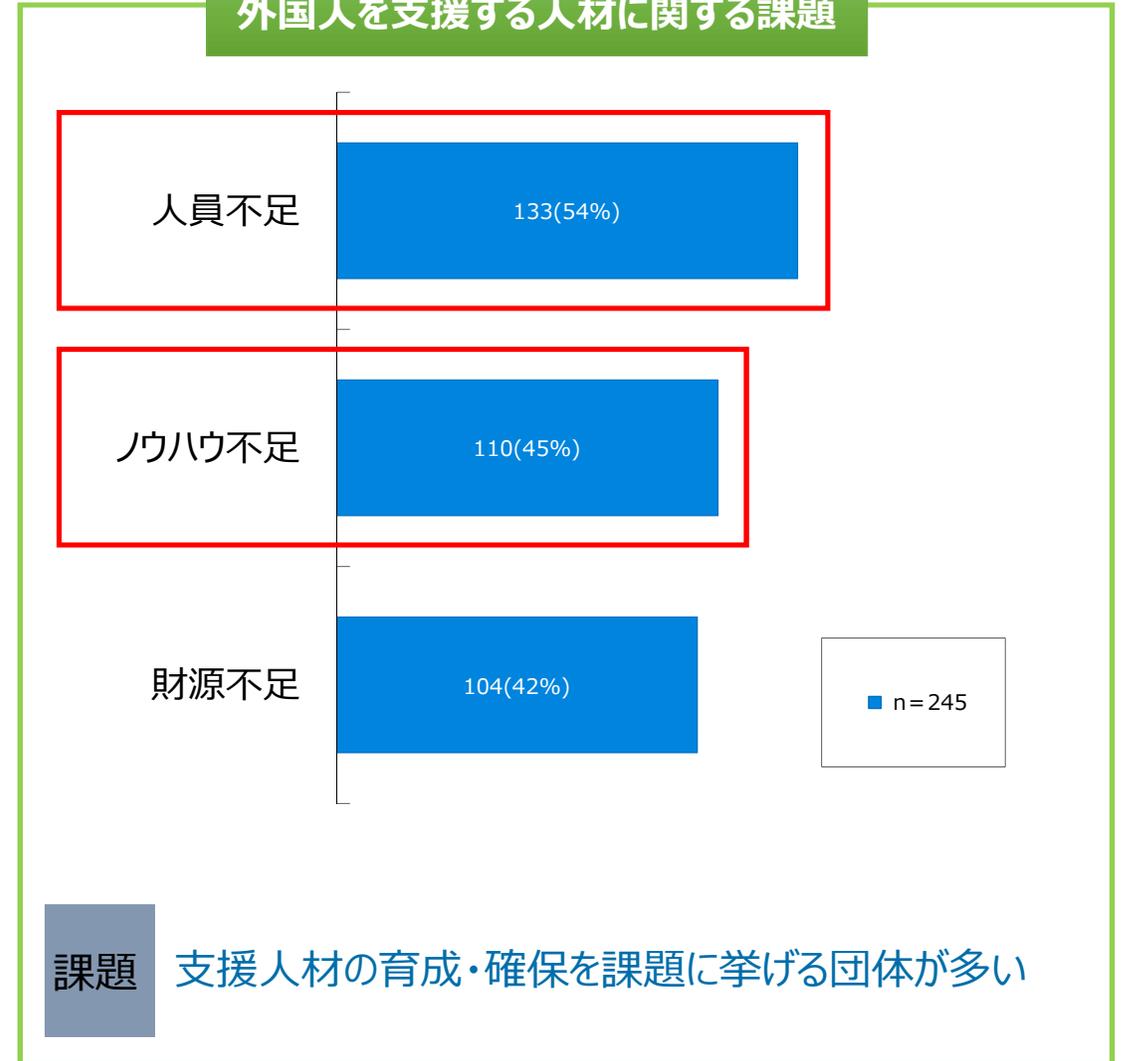
「**技能実習**」・監理団体等が、入国後一定期間、日本語や日本での生活一般に関する知識等を座学により実施（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第9条第2号（施行規則第10条第2項第7号））するとともに、技能実習生が母国語等で相談できる相談体制を構築している（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第39条第3項（施行規則第52条第14号））  
・外国人技能実習機構において、技能実習生から電話、電子メール、手紙による母国語相談対応を実施している（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第87条第2号）

## 「地方公共団体における共生施策の取組状況等に関する調査」(令和3年7月 出入国在留管理庁実施)(※1)

### 外国人向けの相談窓口に関する課題



### 外国人を支援する人材に関する課題



※1 地方公共団体に係る調査対象308団体（都道府県:47団体・市区町村:261団体（※2））のうち、245団体から回答を得たもの。

※2 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(令和2年1月1日現在)における「外国人住民数上位150団体」又は「総人口に占める外国人住民割合上位150団体」若しくは中核市を抽出

# 在留外国人に対する調査結果①（制度の内容が分からない）

## 在留外国人に対する基礎調査（令和4年2月～3月 出入国在留管理庁実施）（※1）

質問項目	回答（複数回答）	割合
年金制度に関する困りごと	制度の詳しい内容がよくわからない	42.9% (n=7,982) (※1)
介護保険制度に関する困りごと	制度の詳しい内容がよくわからない	42.1% (n=2,812) (※2)
公的機関（市区町村・都道府県・国）に相談する際の困りごと	どこに相談すればよいか分からなかった	31.5% (n=7,538) (※3)
子育てについての困りごと	教育や子育てについての悩みを相談できるところや人がいない	13.3% (n=1,367) (※4)

\* 上記以外でも、病院で診察・治療を受ける際の困りごと、妊娠・出産についての困りごと、災害時の困りごと等の質問に対して、「どこに相談すればよいか分からない」という回答が一定数ある

※1 18歳以上の在留外国人（中長期在留者及び特別永住者）計40,000人を調査し、有効回答者数が7,982人であったもの（以下同じ。）

※2 ※1で回答があった中で、40歳以上の回答者

※3 ※1で回答があった中で、特別永住者444人を除く回答者

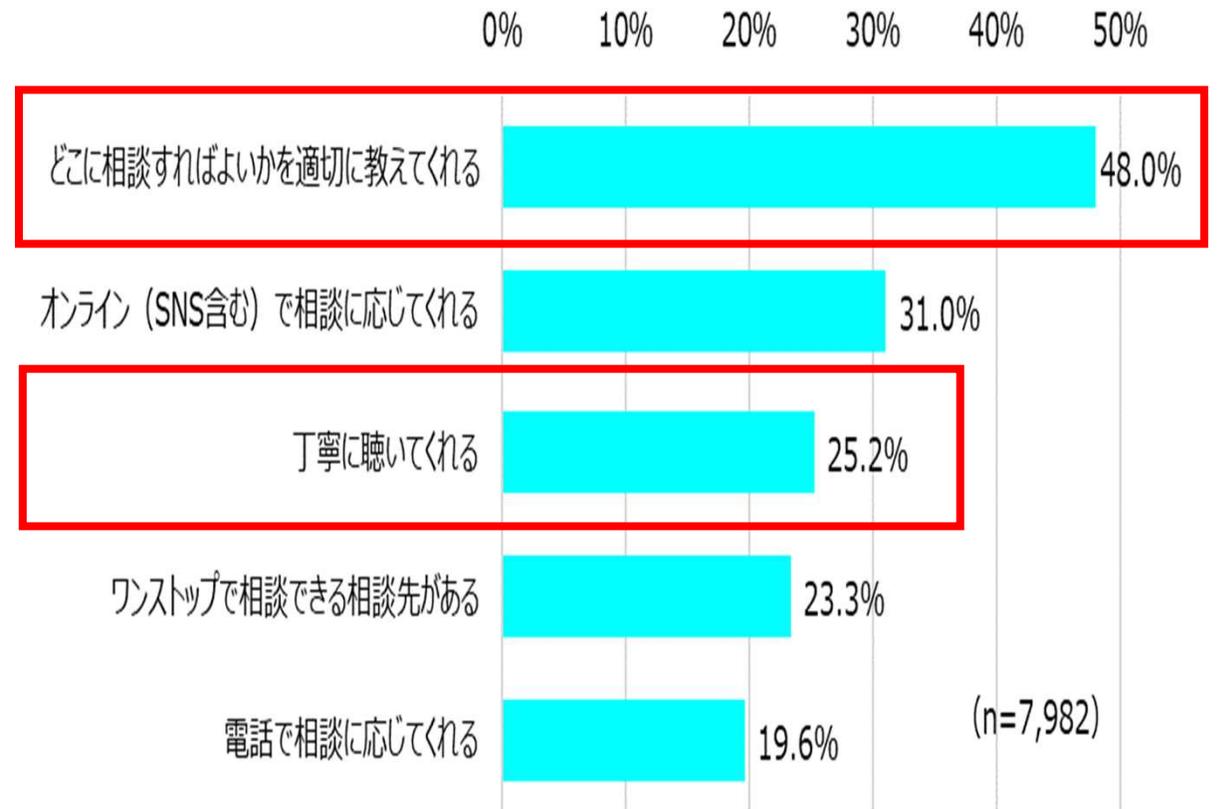
※4 ※1で回答があった中で、0～6歳の子どもが日本国内にいる在留外国人の回答者

# 在留外国人に対する調査結果②（適切な支援が受けられない）

在留外国人に対する基礎調査（令和4年2月～3月 出入国在留管理庁実施）

質問項目	回答（複数回答）
公的機関（市区町村・都道府県・国）に相談する際の困りごと	<u>適切な部署にたどり着くまでに色々な部署に案内された</u>
	<u>担当者の専門知識が少なかった</u>

## 支援に関して望むこと ※上位5項目



\* 地方公共団体の調査においても、区役所などの行政窓口で、困ったことはあるかという質問に対し、「手続きがわからなかった」、「職員に適切な説明をしてもらえず、十分に理解できなかった」との回答がある。

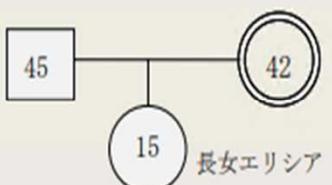
# 専門性のある者の対応例①(※)

## <ケース1> 【教育】

エリシアさん（女）、15歳。

C市にサラさんが生活困窮の相談をした際に、エリシアさんの不就学が判明。

C市相談員より多文化ソーシャルワーカーへ中学校就学について支援依頼があったため、支援を開始。

クライアント氏名： サラ	年齢： 42歳	性別： 女性
住所または居場所： 愛知県C市	国籍： ベルー	在留資格： 定住者
日本語能力： 多少は理解できる	母語： スペイン語	通訳手配： なし
<b>概要</b> クライアントが、C国際交流協会へ生活困窮の相談をした際、15歳の長女の不就学が判明した。 C国際交流協会のスペイン語相談員から、多文化ソーシャルワーカーへ長女の中学校就学について支援依頼があったため、クライアントの希望を確認し、支援を開始した。	<b>家族構成</b> 夫マテウス クライアント サラ  45 ——— 42   15 長女エリシア	
<b>主訴</b> 1. 不就学である長女の中学校就学	<b>支援者一覧</b> ・C市教育委員会 ・公立D中学校 ・学習支援のNPO団体	

### ① 就学

・ 多文化ソーシャルワーカーによる面接において、エリシアさんは、父の収入減少により、在籍していた外国人学校の学費を払うことができなくなり退学に至ったことが判明。加えて、本人の本国ペルーでは年齢より下の学年への編入は珍しくなく、復学も自由だが、日本では原則として年齢相当の学年に入ることとなっており、就学年齢を過ぎると公立中学校には入れないこと等から、そうした日本の制度について説明。

・ 多文化ソーシャルワーカーが、公立中学校（以下、「学校」という。）に対し編入について相談した結果、本人の入学の意思確認が必要なことが判明したため、本人の入学意思を確認した上で、学校に対し、編入学のための面接を依頼。

・ 編入学のための面接において、多文化ソーシャルワーカーから学校に対し、相談者の学習支援の要望を伝達。

・ 本人の登校開始後、多文化ソーシャルワーカーが学校と家庭に連絡をとりながら、両者の意思疎通が図られるよう調整。

### ② NPO法人への学習支援依頼

・ 多文化ソーシャルワーカーが本人が興味を示したNPO団体と連絡をとり、学習支援を通じて本人を見守ってもらえるよう依頼し、これを学校に報告。

# 専門性のある者の対応例②(※)

## <ケース2>

### 【DV、婚姻関係及び在留資格】

テレサさん（女）、33歳。長男と同居。  
日本人夫からDVを受け、離婚を希望している。  
夫と別居中、夫に居場所を知られ恐怖を感じたこと  
から、多文化ソーシャルワーカーに相談。  
離婚後日本に在留できるか心配している。

クライアント氏名： テレサ	年齢： 33歳	性別： 女性
住所または居場所： 愛知県G市	国籍： フィリピン	在留資格： 日本人の配偶者等
日本語能力： 簡単な日常会話	母語： フィリピン語	通訳手配： なし
<b>概要</b> クライアントは日本人の夫から日常的に暴力を振るわれていた。 夫の暴力に耐えられなくなり、別れるつもりで14歳になる子どもと家出。 フィリピン出身の友人宅に身を寄せていたが、夫に居場所を知られたため怖く なり、多文化ソーシャルワーカーに相談した。	<b>家族構成</b> クライアント 夫一郎                      テレサ 	
<b>主訴</b> 1. ドメスティック・バイオレンス（DV） の被害を受けている 2. 離婚したい 3. 在留資格のことが心配	<b>支援者一覧</b> ・ 一時保護施設 ・ G市役所子ども課 ・ 愛知県女性相談センター ・ H市のI母子生活支援施設	

#### ① DV被害

- 多文化ソーシャルワーカーが相談者の母国語で相談を実施したところ、相談者が避難することを強く希望したので、多文化ソーシャルワーカーは、市役所担当職員に連絡を取り、同職員とともに合同面接を実施した。同職員は、一時保護について説明したところ、相談者が一時保護を希望したため、同職員は県女性相談センターに依頼し、相談者らは一時保護施設に保護された。

- 相談者の支援に関わる関係者が集まった会議で、多文化ソーシャルワーカーは、出席者に対し、相談者の本国の事情を考慮する必要があること等について説明した。会議では、出席者が、相談者が母子生活支援施設に入所できるように支援を行うことになった。

#### ② 婚姻関係

- 相談者が入所した母子生活支援施設職員の依頼を受け、多文化ソーシャルワーカーは、相談者と同職員との離婚に関する面接に立ち会った。面接では、多文化ソーシャルワーカーと同職員の役割分担を決め、相談者に対する今後の生活支援は同職員が中心に担当することになった。

#### ③ 在留資格

- 多文化ソーシャルワーカーは、外国人を支援している行政書士団体の情報を相談者に提供した。